

三島市文化振興基本条例

平成26年6月27日

条例第34号

改正 平成29年3月28日条例第20号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 文化振興基本計画(第9条)

第3章 文化の振興に関する基本的施策(第10条—第16条)

第4章 文化振興審議会(第17条)

附則

文化を創造し、享受し、これらの活動を支援することは、人々の生まれながらの権利であり、これを尊重し合える社会を実現することは、人々の願いである。

文化は、次代を担う子どもの豊かな心と創造性を育むとともに、人々の生活に安らぎと潤いをもたらすものである。

また、地域の歴史と風土に培われてきた伝統的な文化は、将来にわたり受け継ぐべき私たちの宝であり、地域を愛する心を養い、共通のよりどころとして人々の相互の絆^{きずな}を強め、地域の特色を生かした魅力ある新たな文化の源泉となることで活力ある地域社会の実現に資するものである。

ここ三島は、霊峰富士からの清らかな湧水が流れる美しい水の都であり、その湧水が私たちを育む上で重要な要素となっている。また、古くから伊豆における政治経済の中心、交通の要衝、三嶋大社の門前町として栄え、独自の歴史を経てきた。

そのような中で培われてきた固有の文化は、私たちの誇りである。

将来にわたりこのような文化を継承し、発展させるとともに、新たな文化を創造していくためには、人々が自ら文化の担い手であることを認識し、文化の多様性を尊重しつつ、市民等、文化団体、学校、事業者及び市が相互に連携を図りながら協力することが必要である。

また、文化が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、活力ある地域社会の実現のため、文化を通じた交流の促進、教育、観光、社会福祉その

他の分野との連携等の施策を包括的に推進していくことが必要である。

ここに、文化の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、文化の振興に関し、基本理念を定め、及び市の責務、市民等の役割等を明らかにするとともに、市における文化の振興に関する施策(以下「文化振興施策」という。)の基本となる事項を定めること等により、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進し、もって心豊かな市民生活及び市民等が将来にわたり誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 人間の活動により生み出されるものであって、芸術、芸能、生活文化をはじめ、文化財、景観等を含む人間及び人間の生活に関わる総体をいう。
- (2) 文化活動 文化を創造し、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援する活動をいう。
- (3) 市民等 市内に居住する者、市内に通勤し、又は通学する者及び市内で文化活動を行う者をいう。
- (4) 文化団体 文化活動を行う法人その他の団体をいう。
- (5) 事業者 事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 文化の振興に当たっては、文化活動を行うことが人々の権利であることに鑑み、市民等が等しく文化活動を行うことができるような環境の整備が図られなければならない。

- 2 文化の振興に当たっては、市民等の自主性及び創造性並びに文化の多様性が尊重されなければならない。
- 3 文化の振興に当たっては、現在及び将来の世代にわたって市民等が文化を

創造し、享受することができるとともに、文化により地域が魅力あるものとなることで、地域に対し市民等が誇りと愛着を持つことができるよう配慮されなければならない。

4 文化の振興に当たっては、地域の歴史及び風土に培われてきた伝統的な文化(以下「伝統文化」という。)が継承されるとともに、地域の特色を生かした魅力ある新たな文化の創造がなされるよう配慮されなければならない。

5 文化の振興に当たっては、文化活動が活発に行われるよう、市民等、文化団体、学校、事業者及び市の間の連携が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化振興施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施するものとする。

2 市は、文化振興施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民等、文化団体、学校及び事業者の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市は、文化振興施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、自らが文化活動の担い手であることを自覚し、自主的かつ主体的に文化活動を行うことにより、文化を継承し、及び創造し、並びに発展させるよう努めるものとする。

(文化団体の役割)

第6条 文化団体は、基本理念にのっとり、地域社会を構成する一員として、自主的かつ主体的に文化活動の充実に努めるとともに、文化活動を担う人材の育成に努めるものとする。

(学校の役割)

第7条 学校は、基本理念にのっとり、文化に関する体験学習等の充実に努めることを通じて幼児、児童、生徒又は学生の感性を磨き、表現力を高め、及び創造力を豊かなものにするよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、地域社会を構成する一員として、文化についての関心と理解を深め、地域の文化の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

第2章 文化振興基本計画

(基本計画)

第9条 市は、文化振興施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三島市文化振興基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 文化の振興に関する基本方針
- (2) 文化の振興に関する目標
- (3) 文化振興施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化振興施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

第3章 文化の振興に関する基本的施策

(市民等の文化活動を行う機会の充実)

第10条 市は、市民等が、等しくかつ身近に多様な文化に親しむことができるようにするため、その文化活動を行う機会の充実を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(子どもの多様な文化に親しむ機会の提供)

第11条 市は、子どもの感性を磨き、及び豊かな人間性を育むため、子どもが多様な文化に親しむ機会を提供するために必要な施策を講ずるものとする。

(伝統文化の継承、発展等)

第12条 市は、市民等が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の実現を図るため、伝統文化の継承、発展その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供等)

第13条 市は、文化を通じた交流を促進するため、文化に関する情報の収集及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第14条 市は、将来にわたり市民等の文化活動を促進するため、文化に関する専門的知識及び技能を有する者の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(その他の分野における施策との連携の促進等)

第15条 市は、心豊かな市民生活を実現するため、文化振興施策と教育、観光、社会福祉その他の分野における施策との連携の促進その他の必要な施策

を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第16条 市は、文化振興施策の実施に関し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 文化振興審議会

(審議会)

第17条 文化の振興を図るため、三島市文化振興審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長(文化財の保護に関する事項にあつては、教育委員会)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 基本計画の策定に関すること。

(2) その他文化の振興に係る重要事項に関すること。

3 審議会の委員(以下「委員」という。)は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 文化団体を代表する者

(3) 学校教育関係者

(4) 事業者を代表する者

(5) 市内に居住する者

(6) その他市長が必要と認める者

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第17条の規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第20号)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に従前の三島市文化振興審議会(以下「旧審議会」と

いう。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、改正後の第17条第3項の規定により三島市文化振興審議会の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、改正後の同条第4項の規定にかかわらず、施行日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に旧審議会の会長又は副会長である者は、それぞれ、施行日に、改正後の第17条第5項の規定により三島市文化振興審議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。